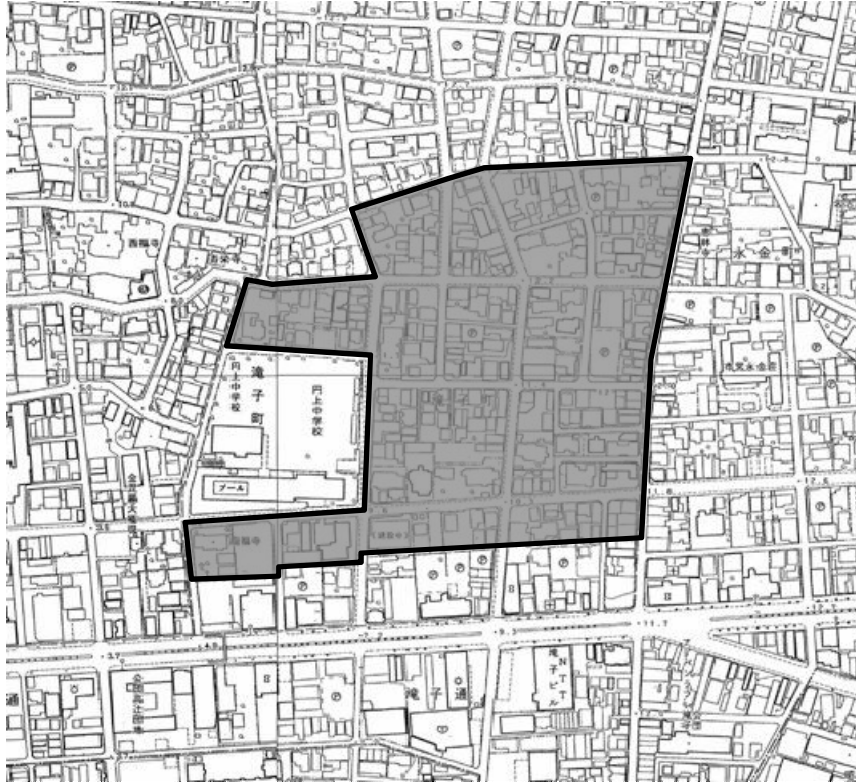


滝子町

【協定地区の範囲(網掛け部)】



【所在地】 昭和区滝子町

【最初の認可】 平成20年9月29日 【最近の認可年月日】 平成20年9月29日 【認可番号】 20指令住建指第32-3号

【有効期間】 平成30年9月29日 より 10 年間

【用途地域】 第一種住居地域、近隣商業地域

【制限の概要】

- 1 建築物の高さは、現状の地盤面から12メートル以下とする。
- 2 風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び深夜における酒類提供飲食店営業の用途の建築物の建築及びそれらへの用途変更を禁止する。
- 3 敷地内の緑化に努める。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。